

三木町告示第151号

令和7年度三木町保育所等物価高騰対策支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月26日

三木町長 伊 藤 良 春

三木町要綱第63号

令和7年度三木町保育所等物価高騰対策支援金交付要綱の一部を改正する要綱

令和7年度三木町保育所等物価高騰対策支援金交付要綱（令和7年三木町要綱第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項の保育所又は第39条の2の幼保連携型認定こども園であって、法第35条第4項の認可を得て設置されたもの」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項の保育所であって、法第35条第4項の認可を得て設置されたもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第2条第6項の認定こども園」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年5月26日から適用する。